第2期 東吉野村地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

令和6年3月 東吉野村

はじめに

全国的な少子高齢化や人口減少問題、デジタル社会への転換といった、私たちを取り巻く環境は時代の変遷とともに大きく変化し、地域社会における生活課題は一層「複雑化・複合化」しています。

さらに、生活様式が多様化し、ますます人と人とのつながり の希薄化や社会的孤立が懸念されます。

そのような中、本村では65歳以上高齢者の割合は60%に 迫り、地域活動の担い手不足が深刻化しています。



しかし、こうした社会にあっても、私たちはこれまでの「つながり」を絶やさず、これまで築き上げてきた成果を活かし、この村で誰もが自分らしくいきいきと暮らし続けたいと思えるよう地域福祉を発展させていかなければなりません。

そうした思いのもと、この度、「お互いに思いやり、助け合う社会の実現」を基本理念として、新たに「成年後見制度利用促進基本計画」を盛り込んだ「第2期東吉野村地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画の推進にあたりましては、行政・社会福祉協議会はもとより村民の皆さまや地域で活動されている関係団体、関係機関の皆さまと連携・協働しながら取り組むことが重要となってまいります。

今後ともより一層のご理解・ご協力を賜り、積極的な参加・参画をお願い申し上げます。 結びになりましたが、本計画の策定にあたりご尽力いただきました「東吉野村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査へのご協力、 貴重なご意見、御提言をいただきました皆さま、並びに関係者の皆さまに厚く御礼申し上げます。

令和6年3月

東吉野村 村長 水 本 実

目 次

第1章 計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1. 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2. 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 2
3. 計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4. 計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5. 計画の策定体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) アンケート調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	٠ 4
(2)東吉野村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	٠ 4
(3)パブリックコメントの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6. SDGsとの関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 5
第2章 東吉野村の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1. 統計データからみる現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 人口・世帯数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 子ども人口の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) 在園・在籍児童数などの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4) 障害のある方の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(5)要支援・要介護認定者数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2. アンケート調査結果からみた現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1)調査概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 主な調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3. 前期計画の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4. 地域福祉をめぐる主な課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 助け合い、支え合う地域のつながり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 身近で気軽に相談できる窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) 気軽に集える場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4) 災害時の備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(5)分かりやすい情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
第3章 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
1. 基本理念 ·······	
2. 基本目標 ······	
3. 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

第4章 施策の展開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••• 29
基本目標1 地域福祉を推進するための基盤をつくります・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••• 29
(1) 地域福祉への意識の醸成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2)地域福祉の担い手の育成・支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
(3)地域交流の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••• 31
(4) 地域活動への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
基本目標2 地域で支え合う仕組みをつくります・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
(1)相談支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
(2)地域の活動拠点の活用と充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
(3)福祉サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
(4)情報発信の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
基本目標3 一人ひとりが安心・安全に暮らせる村をつくります・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
(1)生活支援体制・生活環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2)見守り活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
(3)防災・防犯体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
(4)権利擁護の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
第5章 計画の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••• 41
1. 計画の推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••• 41
(1) 庁内における体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••• 41
(2)協働による計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••• 41
2. 計画の進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
(1)PDCAサイクル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
(2)成果指標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
資料編 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•••• 43
1. 計画策定の経過 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
2. 東吉野村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
3.東吉野村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	



計画策定にあたって

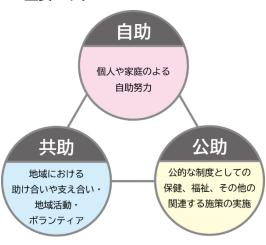


1. 計画策定の背景

近年、人口減少と少子高齢化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や自然災害の頻発化・激甚化、デジタル化の進展など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。また、社会的に孤立する中で、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できず、適切な支援に結びつかずに課題が深刻化する状況が見られます。このため、地域における人と人のつながりを再構築し、誰もがその人らしい尊厳のある地域生活を送ることができる社会が求められます。さらに近年、8050問題*¹から9060問題*²への移行、ダブルケア*³、ひきこもり、社会的孤立、孤立死などの複合化・複雑化する課題への対応が必要となっています。

このように、制度・分野ごとの縦割りでは解決できない複合的な課題や制度の狭間などの課題に対応していくためには、「支え手」「受け手」という関係によることなく、誰もが生きがいと役割を持って地域を共に創っていく「地域共生社会*4」の実現をめざしていくことが重要です。

地域福祉の推進においては、地域内の生活課題や現状を明らかにし、地域社会を構成する住民、行政、地域の各種団体、関係機関、福祉サービス事業者などが連携・協働し、生活課題を解決するための仕組みや取り組みを計画的に推進することが重要です。社会状況の変化とともに、住民が抱える問題も複雑になり、「自助」では解決が難しい地域課題に対しては、地域の力を活用した「共助」による支え合いが重要となります。それでも解決が難しい場合、「公助」の支援により福祉サービスを提供するとともに、「自助」「共助」の力を強化することが求められます。



東吉野村(以下「本村」という。)では、平成 31 年(2019 年) 3 月に「東吉野村地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、『お互いに思いやり、助け合う社会の実現』を掲げ、地域福祉をみんなで進めることができる社会の実現をめざしてきました。

このたび、「東吉野村地域福祉計画・地域福祉活動計画」の計画期間が令和5年度(2023年度)で終了することから、現状の福祉課題や「地域共生社会」の実現に向け地域福祉に求められる新たな要素を加え、「第2期東吉野村地域福祉計画・地域福祉活動計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

*¹ 8050 問題とは、80 代の親が50 代の子どもの生活を支える問題のこと。親の経済的困窮や要介護状態に加え、子どもの社会的孤立の長期化(ひきこもり、離職、障害など)・高齢化などが背景にあり、親の衰えや病気による親子共倒れが懸念されている。

^{*&}lt;sup>2</sup> 9060 問題とは、90 代の親が60 代の子どもの生活を支える問題のこと。80 代の親が50 代の子どもの生活を支える「8050 問題」が長期化・長寿化したことで「9060 問題」に発展し、問題がより深刻になっている可能性がある。

^{*3} ダブルケアとは、 子育てと親や親族の介護を同時に担う状態のこと。晩婚・晩産化によって育児期間が後ろ倒しされる分、介護のタイミングと重なる人が増えている。

^{*4} 地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指している。

2. 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の関係

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、地域社会の推進に取り組むための『理念』や『仕組み』をつくる総合的な計画として、市町村が策定する計画です。地域住民、福祉関係団体、社会福祉事業者、社会福祉協議会、行政などが、それぞれできることを行い、できないことをお互いに補い合うための計画です。

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第 109 条の規定に基づき、社会福祉協議会が地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画として策定するもので、住民や地域と取り組む具体的な内容が盛り込まれた民間の行動計画です。

これらの計画は、高齢者保健福祉計画、障害者基本計画などの他の計画との整合性を図りながら、高齢者や障害のある方といったサービスの対象者に着目するのではなく、地域に着目し、地域における要支援者(高齢者、障害のある方、子育て家庭などをはじめとする、日常生活に何らかの支援を要する人)の生活課題の解決のための方策について定めるものです。

このように「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進を目的としてお互いに補完・ 補強し合う関係にあることから、一体的に策定し、同じ理念や方向性のもとで地域福祉を推進していく ものとします。

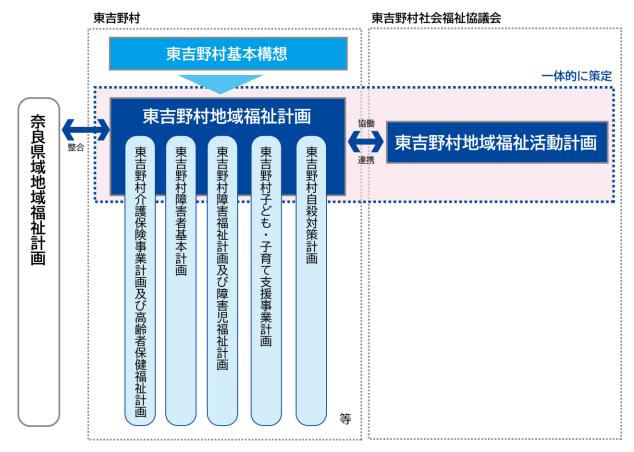
【地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係イメージ】

地域福祉活動計画(民間) 村(行政)が策定する計画 地域福祉推進の理念・方向性、地域の福祉課題・社会資源状況等 【共有】 地域福祉計画 村民参加の取り組み 民間活動の基盤整備等 地域福祉活動計画

3. 計画の位置づけ

本計画は、「奈良県域地域福祉計画」及び村の最上位計画である「東吉野村基本構想」と整合を図りながら、福祉分野の上位計画として地域福祉を総合的に推進する理念を定め、より具体的にむらづくりについての方向性を示すものです。

また、「東吉野村介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」、「東吉野村障害者基本計画」、「東吉野村障害福祉計画及び障害児福祉計画」、「東吉野村子ども・子育て支援事業計画」、「東吉野村自殺対策計画」などの福祉関係計画と整合を図った計画です。



さらに、本計画の「第4章 施策の展開 基本目標3 (4)権利擁護の充実」を成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」と位置づけます。

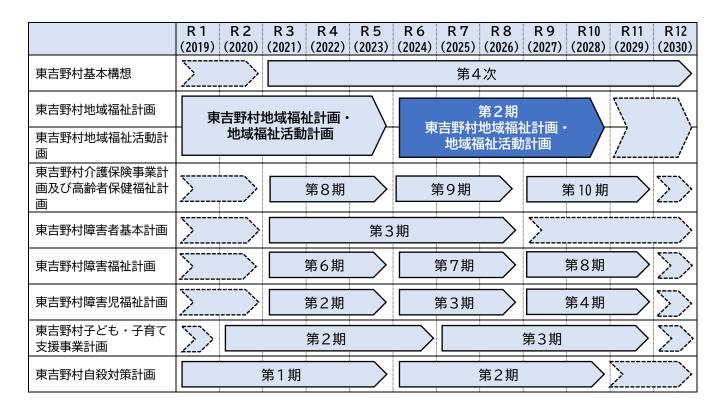
【参考】成年後見制度の利用の促進に関する法律(抄)

(市町村の講ずる措置)

- 第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見など実施機関の設立などに係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査 審議させるなどのため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を 置くよう努めるものとする。

4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とします。 ただし、社会情勢の変化などを踏まえて、必要に応じ見直しを行います。



5. 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

村民の福祉に対する考え方や地域との関わり方などの実態を把握し、本計画策定の基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

(2) 東吉野村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の開催

本計画の策定にあたっては、住民のほか、学識経験者、住民関係団体の代表者、福祉・医療関係者の代表者、教育関係の代表者などで構成する「東吉野村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、幅広い意見の反映に努めました。

(3)パブリックコメントの実施

本計画を策定するにあたり、村ホームページなどで本計画の素案を公表し、広く村民の意見を募りました。

6. SDGsとの関連

SDGsとは、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会をめざすための国際目標であり、平成27年(2015年)9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ*5」に掲げられているものです。このSDGsは、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、達成に向けてすべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

SUSTAINABLE GALS 1 SUCCES 1 SUCCES 2 SUBSTAINABLE GALS 2 SUBSTAINABLE GALS 3 MACHINE ALCOHOMA 4 ALCOHOMA 4 ALCOHOMA 5 SELECTOR 6 SERRALMO 6 SERRAL 6 SE

本計画では、SDGsの17のゴールのうち、特に関連が深い「3 すべての人に健康と福祉を」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「16 平和と公正をすべての人に」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」に関連づけて、施策を推進します。



3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



11. 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する



16. 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度を構築する



17. パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ*6を活性化する

^{*5} アジェンダとは、協議事項、議事日程、予定表のこと。

^{*6} グローバル・パートナーシップとは、地球規模の協力関係。世界平和・環境問題など世界的問題の解決のため提携すること。



東吉野村の現状と課題

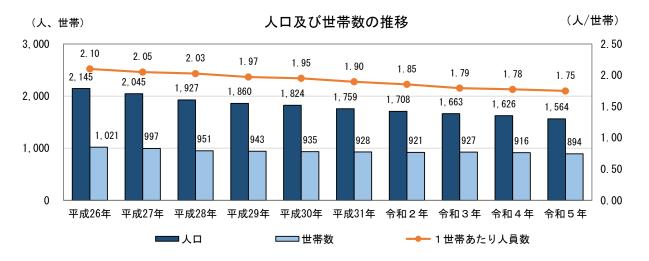


1. 統計データからみる現状

(1) 人口・世帯数の状況

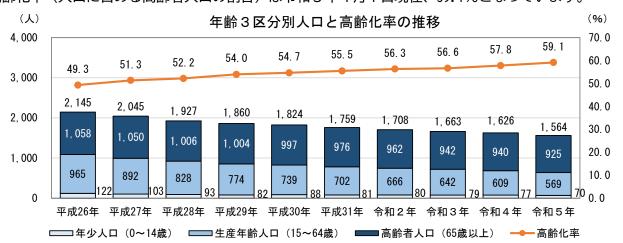
本村の人口は年々減少しており、令和5年4月1日現在1.564人となっています。

また、世帯数も減少傾向で推移しており、令和5年4月1日現在で894世帯、1世帯あたり人員数も減少傾向となっています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

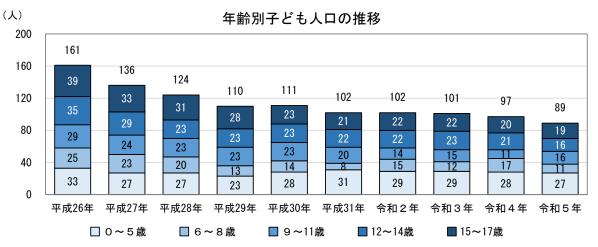
また、年齢3区分別人口でみると、年少人口・生産年齢人口・老年人口ともに減少傾向となっており、 高齢化率(人口に占める高齢者人口の割合)は令和5年4月1日現在、59.1%となっています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

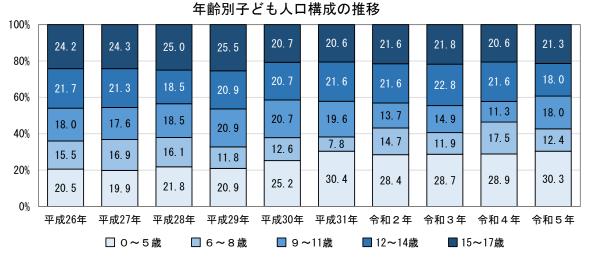
(2)子ども人口の状況

本村の子ども人口(18歳未満)は減少傾向で推移しており、令和5年4月1日現在で89人となっています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

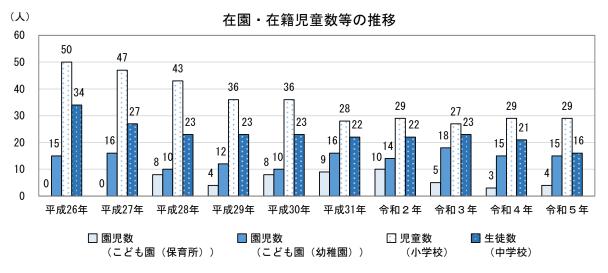
また、年齢別子ども人口構成をみると、概ね横ばいで推移しており、令和5年4月1日現在で「 $0\sim5$ 歳」が30.3%で最も高くなっています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(3) 在園・在籍児童数などの状況

本村の在園・在籍児童数などは、令和5年4月1日現在で園児数19人(こども園(保育所)4人、幼稚園15人)、児童数(小学校)29人、生徒数(中学校)16人となっています。



資料:東吉野村(各年4月1日現在)

(4)障害のある方の状況

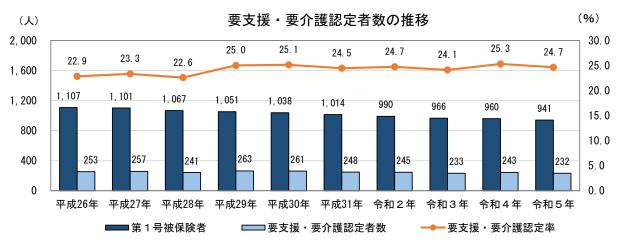
障害者手帳所持者数は増減を繰り返しており、令和5年4月1日現在で身体障害者手帳所持者が 108 人、療育手帳所持者が 20人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 14人となっています。



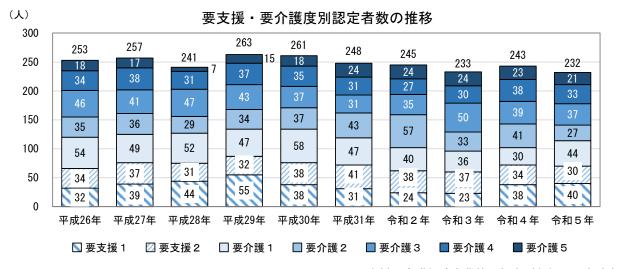
資料:東吉野村(各年4月1日現在)

(5) 要支援・要介護認定者数の状況

要支援・要介護認定者数は増減を繰り返しており、令和5年3月末時点で232人(要支援1:40人、要支援2:30人、要介護1:44人、要介護2:27人、要介護3:37人、要介護4:33人、要介護5:21人)となっています。



資料:介護保険事業状況報告(各年3月末時点)



資料:介護保険事業状況報告(各年3月末時点)

2. アンケート調査結果からみた現状と課題

(1)調査概要

朋東吉野村			
地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定にかかる基礎資料とすることを目的として実			
施しました。			
村内に居住する 20 歳以上の者			
無作為抽出			
郵送配布・郵送回収			
令和5年(2023年)7月25日~8月10日			

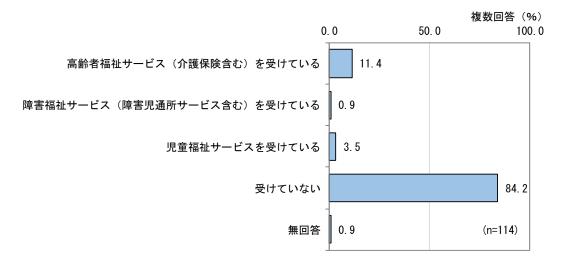
(2) 主な調査結果

①福祉サービスの利用状況

あなた、またはあなたの家族は、福祉サービスを受けていますか。

○はいくつでも

福祉サービスについて、「受けていない」が84.2%で最も多く、次いで「高齢者福祉サービス(介護保険含む)を受けている」が11.4%、「児童福祉サービスを受けている」が3.5%となっており、福祉サービスを「受けている」が15.8%となっています。



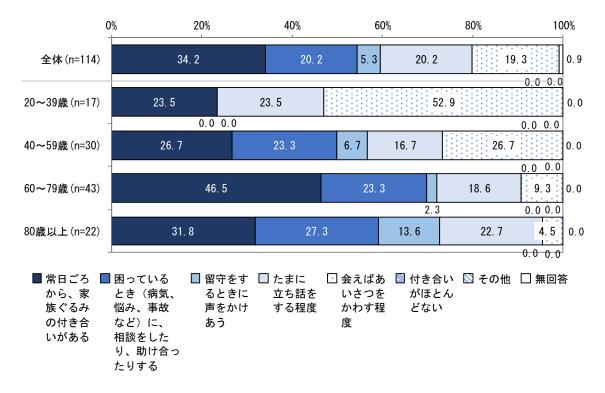
②近所づきあい

あなたは、ふだん隣近所の人とどの程度の付き合いをされていますか。

0は1つ

隣近所の人との付き合いについて、「常日ごろから、家族ぐるみの付き合いがある」が34.2%で最も多く、次いで「困っているとき(病気、悩み、事故など)に、相談をしたり、助け合ったりする」「たまに立ち話をする程度」が20.2%、「会えばあいさつをかわす程度」が19.3%となっています。

また、年齢別にみると、「常日ごろから、家族ぐるみの付き合いがある」では「60~79歳」が 46.5%で 最も多く、次いで「80歳以上」が 31.8%、「40~59歳」が 26.7%となっています。

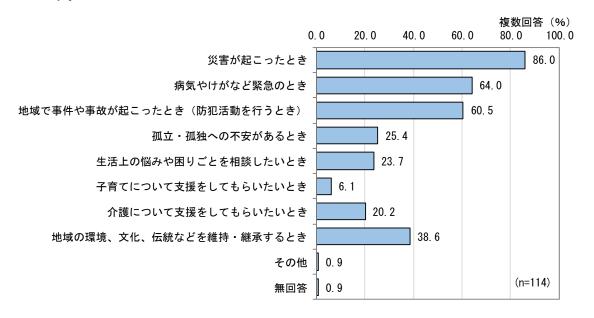


③地域のつながりが必要と感じるとき

地域のつながりが必要と感じるのはどのようなときですか。

○はいくつでも

地域のつながりが必要と感じるときについて、「災害が起こったとき」が86.0%で最も多く、次いで「病気やけがなど緊急のとき」が64.0%、「地域で事件や事故が起こったとき(防犯活動を行うとき)」が60.5%となっています。

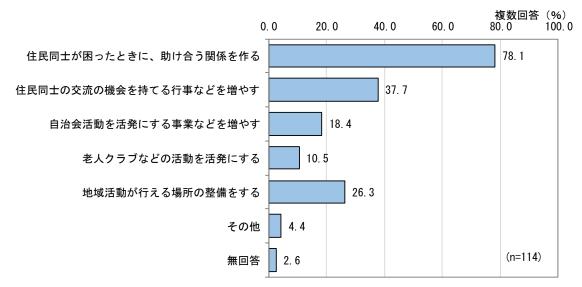


④地域活動や行事に対する考え方

地域活動や行事が活発に行われるには、何が大切だと思いますか。

○はいくつでも

地域活動や行事が活発に行われるには、何が大切だと思うかについて、「住民同士が困ったときに、助け合う関係を作る」が 78.1%で最も多く、次いで「住民同士の交流の機会を持てる行事などを増やす」が 37.7%、「地域活動が行える場所の整備をする」が 26.3%となっています。



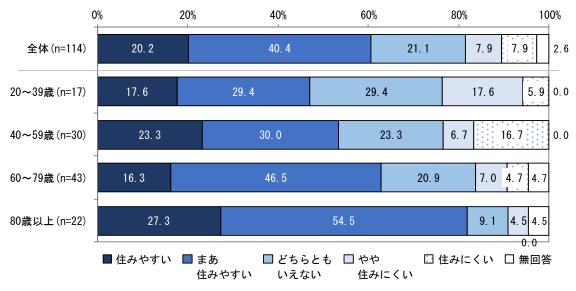
⑤自分の地域の住みやすさ

自分の地域の住みやすさについて総合的にどう感じますか。

○は1つ

住みやすさについて、「まあ住みやすい」が40.4%で最も多く、次いで「どちらともいえない」が21.1%、「住みやすい」が20.2%となっています。

また、年齢別にみると、『住みやすい』(「住みやすい」と「まあ住みやすい」の合計)では「80歳以上」が81.8%で最も多く、次いで「60~79歳」が62.8%、「40~59歳」が53.3%となっています。



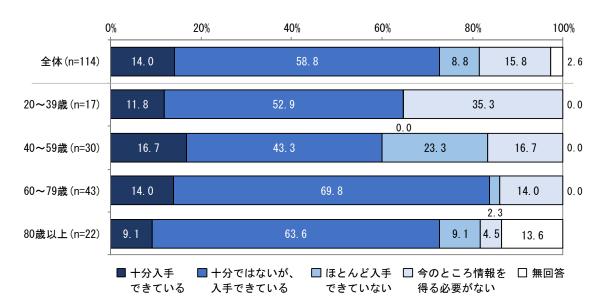
⑥福祉の情報

あなたは、自分に必要な福祉の情報をどの程度入手できているとお考えですか。

0は1つ

必要な福祉の情報をどの程度入手できているかについて、「十分ではないが、入手できている」が 58.8% で最も多く、次いで「今のところ情報を得る必要がない」が 15.8%、「十分入手できている」が 14.0%、「ほとんど入手できていない」が 8.8%となっています。

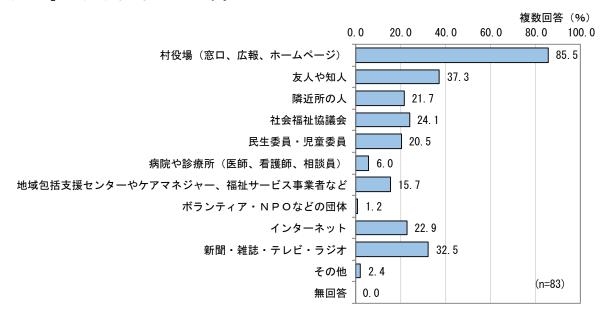
また、年齢別にみると、『入手できている』(「十分入手できている」と「十分ではないが、入手できている」の合計)では「60~79歳」が83.8%で最も多く、次いで「80歳以上」が72.7%、「20~39歳」が64.7%となっています。



あなたは、福祉の情報を主にどこから入手していますか。

○はいくつでも

必要な福祉の情報を入手できている人に、どこから入手しているかについて聞いたところ、「村役場(窓口、広報、ホームページ)」が85.5%で最も多く、次いで「友人や知人」が37.3%、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が32.5%となっています。



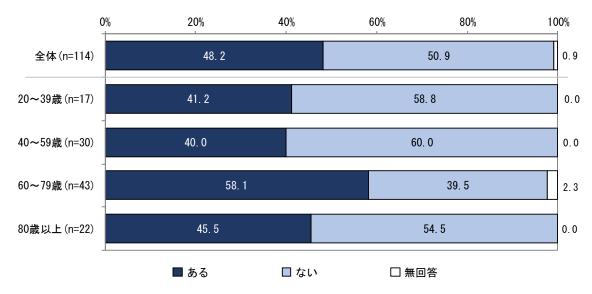
⑦毎日の暮らしの中で悩みや不安を感じること

あなたは、毎日の暮らしの中で、悩みや不安を感じることはありますか。

0は1つ

毎日の暮らしの中で、悩みや不安を感じることはあるかについて、「ある」が 48.2%、「ない」が 50.9% となっています。

また、年齢別にみると、「ある」では「60~79歳」が58.1%で最も多く、次いで「80歳以上」が45.5%、「20~39歳」が41.2%となっています。



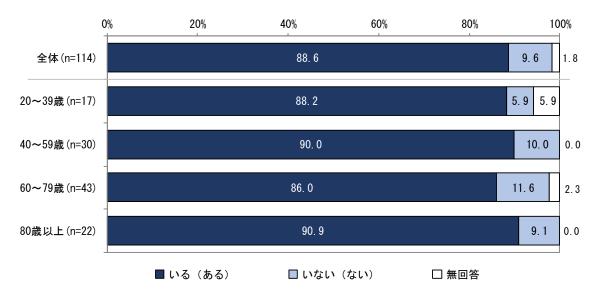
⑧相談できる人(場所)

あなたは、生活上の悩みや不安を、相談できる人(場所)はいますか。

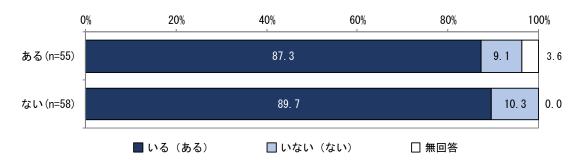
○は1つ

生活上の悩みや不安を、相談できる人(場所)はいるかについて、「いる(ある)」が 88.6%、「いない (ない)」が 9.6%となっています。

また、年齢別にみると、「いない(ない)」では「60~79歳」が11.6%で最も多く、次いで「40~59歳」が10.0%、「80歳以上」が9.1%となっています。



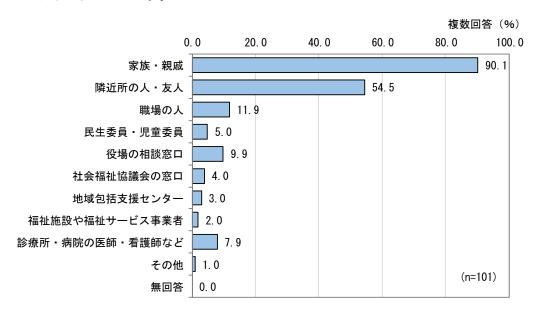
さらに、毎日の暮らしの中で悩みや不安を感じること別にみると、悩みや不安を感じることが「ある」 人で、悩みや不安を相談できる人(場所)が「いない(ない)」人の割合は 9.1%となっています。



あなたは、生活上の悩みや不安を、主にだれ(どこ)に相談していますか。

○はいくつでも

生活上の悩みや不安を相談できる人(場所)がいる(ある)人に、主にだれ(どこ)に相談しているかについて聞いたところ、「家族・親戚」が90.1%で最も多く、次いで「隣近所の人・友人」が54.5%、「職場の人」が11.9%となっています。

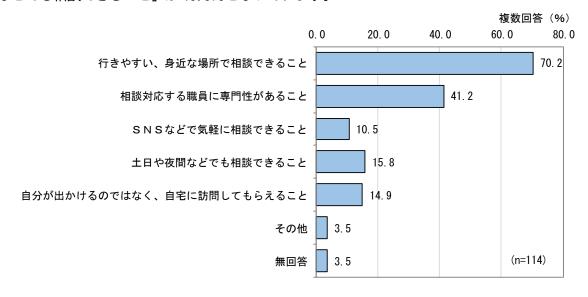


⑨相談先に求めるもの

あなたが、生活上の悩みや不安を相談する場合、相談先に求めるものは何ですか。

○はいくつでも

生活上の悩みや不安を相談する場合、相談先に求めるものについて、「行きやすい、身近な場所で相談できること」が 70.2%で最も多く、次いで「相談対応する職員に専門性があること」が 41.2%、「土日や 夜間などでも相談できること」が 15.8%となっています。

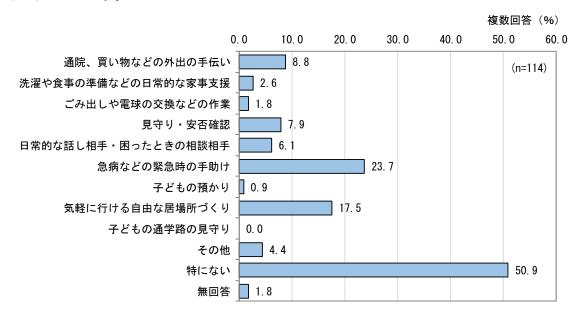


⑩支援を受けるために必要なこと

日常生活を送る上で手助けしてほしい(行なってほしい)と思うことがありますか。

○はいくつでも

日常生活を送る上で手助けしてほしい(行なってほしい)と思うことについて、「特にない」が50.9%で最も多く、次いで「急病などの緊急時の手助け」が23.7%、「気軽に行ける自由な居場所づくり」が17.5%となっています。

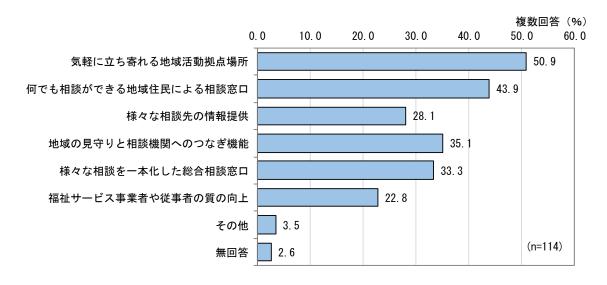


①支援を受けるために必要なこと

高齢者や障害のある人、子育てをしている人などが必要な支援を受けることができるようにするためには、どのようなことが必要だと思いますか。

○はいくつでも

高齢者や障害のある人、子育てをしている人などが必要な支援を受けることができるようにするためには、どのようなことが必要かについて、「気軽に立ち寄れる地域活動拠点場所」が 50.9%で最も多く、次いで「何でも相談ができる地域住民による相談窓口」が 43.9%、「地域の見守りと相談機関へのつなぎ機能」が 35.1%となっています。

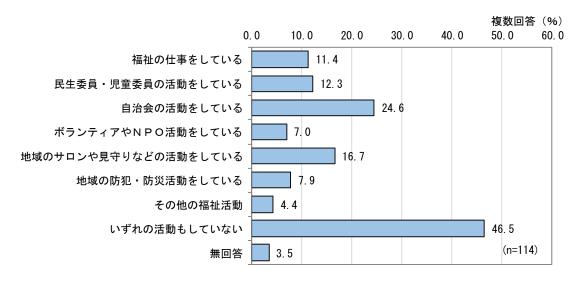


12福祉との関わり

あなたと福祉との関わりは、次のどれにあてはまりますか。

○はいくつでも

福祉との関わりについて、「いずれの活動もしていない」が 46.5%で最も多く、次いで「自治会の活動をしている」が 24.6%、「地域のサロンや見守りなどの活動をしている」が 16.7%となっています。

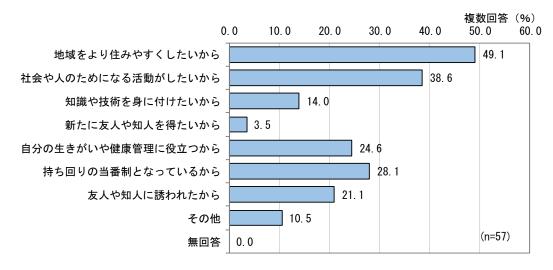


⑬地域で活動するきっかけ

活動するきっかけはどのような理由からですか。

○はいくつでも

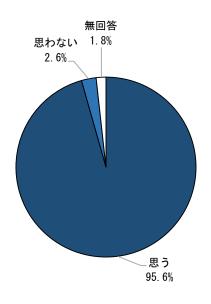
福祉との関わりがある人に、地域で活動するきっかけについて聞いたところ、「地域をより住みやすくしたいから」が49.1%で最も多く、次いで「社会や人のためになる活動がしたいから」が38.6%、「持ち回りの当番制となっているから」が28.1%となっています。



あなたは、身近な地域での住民同士の支え合いは必要だと思いますか。

○は1つ

住民同士の支え合いは必要かについて、「思う」が95.6%、「思わない」が2.6%となっています。

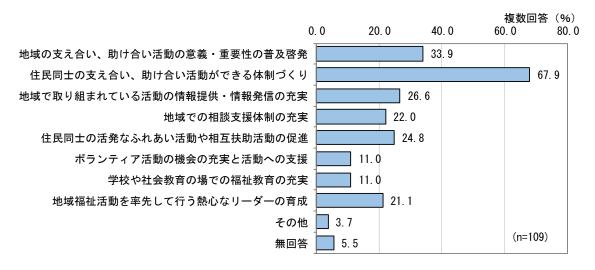


(n=114)

身近な地域で住民同士が共に支え合い、助け合うために、どのようなことが必要だと思いますか。

○はいくつでも

住民同士の支え合いは必要だと思う人に、住民同士が共に支え合い、助け合うために、どのようなことが必要かについて聞いたところ、「住民同士の支え合い、助け合い活動ができる体制づくり」が67.9%で最も多く、次いで「地域の支え合い、助け合い活動の意義・重要性の普及啓発」が33.9%、「地域で取り組まれている活動の情報提供・情報発信の充実」が26.6%となっています。

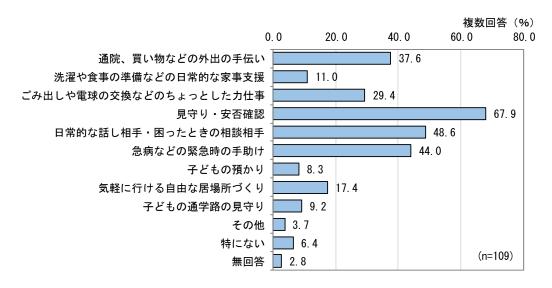


⑤手助けできると思う地域での支え合い活動

あなたが手助けできると思う地域での支え合い活動は何ですか。

○はいくつでも

住民同士の支え合いは必要だと思う人に、手助けできると思う支え合い活動について聞いたところ、「見守り・安否確認」が67.9%で最も多く、次いで「日常的な話し相手・困ったときの相談相手」が48.6%、「急病などの緊急時の手助け」が44.0%となっています。

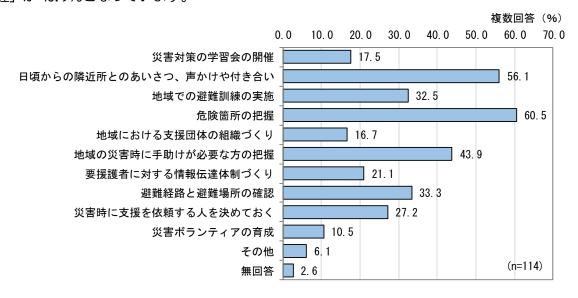


⑥災害発生時の備えとして重要なこと

地震や台風などの災害発生時の備えとして、どのようなことが重要だと思いますか。

○はいくつでも

災害発生時の備えとして、重要だと思うことについて、「危険箇所の把握」が 60.5%で最も多く、次いで「日頃からの隣近所とのあいさつ、声かけや付き合い」が 56.1%、「地域の災害時に手助けが必要な方の把握」が 43.9%となっています。

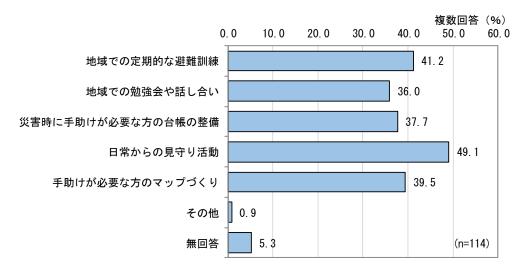


⑪災害時に住民が支え合う地域づくりに必要なこと

災害時に住民が支え合う地域づくりに何が必要だと思いますか。

○はいくつでも

災害時に住民が支え合う地域づくりに何が必要かについて、「日常からの見守り活動」が 49.1%で最も多く、次いで「地域での定期的な避難訓練」が 41.2%、「手助けが必要な方のマップづくり」が 39.5%となっています。



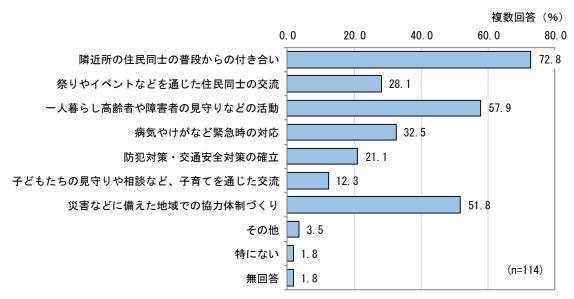
⑱助け合い・支え合いのむらづくりのために力を入れていくべきこと

助け合い、支え合いのむらづくりのために、今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。

○はいくつでも

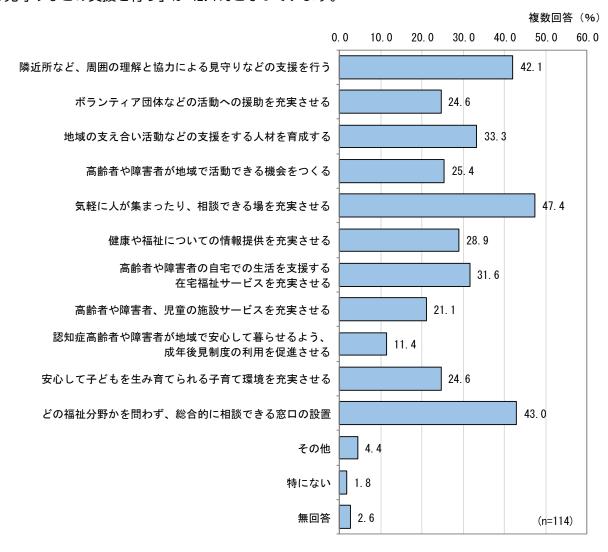
【地域として】

地域として助け合い・支え合いのむらづくりのために、今後どのようなことに力を入れていくべきだと思うかについて、「隣近所の住民同士の普段からの付き合い」が 72.8%で最も多く、次いで「一人暮らし高齢者や障害者の見守りなどの活動」が 57.9%、「災害などに備えた地域での協力体制づくり」が 51.8%となっています。



【行政として】

行政として助け合い、支え合いのむらづくりのために、今後どのようなことに力を入れていくべきだと思うかについて、「気軽に人が集まったり、相談できる場を充実させる」が47.4%で最も多く、次いで「どの福祉分野かを問わず、総合的に相談できる窓口の設置」が43.0%、「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う」が42.1%となっています。



3. 前期計画の評価

前期計画における評価については、以下のとおりとなっています。

指標名称(KPI)	平成 30 年度 (2018 年)	令和5年度 (2023年度)	
34000413 (111 - 17	基準値	目標値	実績値
高齢者見守りシステム	21 件	100 件	42 件
世代交流かふぇ	10 か所	19 か所	16 か所
老人クラブ加入率	54%	60%	51%
いきいきふれあいサロン参加者数	1,368人	1,800人	1,300人
いきいき百歳体操参加者数	58 人	100人	99 人

令和2年(2020 年)3月以降、新型コロナウイルス感染症予防のため、施設の使用制限、各種行事の中止や縮小、外出の自粛が余儀なくされる中、感染対策を図りながら時短開催など工夫を凝らしながら取り組みを継続しました。結果としては、目標値に届いていない指標が多いですが、基準値を大きく下回ることはありませんでした。

4. 地域福祉をめぐる主な課題

(1)助け合い、支え合う地域のつながり

人口減少及び少子高齢化の急速な進行や核家族の増加により価値観や生活様式が多様化し、地域のつながりが希薄になるなど、家族や地域で互いに支え合う力が弱まっています。

アンケート調査 (P11 参照) によると、ふだん隣近所の人とどの程度の付き合いをされているかについて、「常日ごろから、家族ぐるみの付き合いがある」では「60~79 歳」が約5割となっていますが、「20~39 歳」は約2割となっており、若い世代ほど地域のつながりが希薄になっていることが分かります。また、助け合い・支え合いのむらづくりのために地域ができることとして、「隣近所の住民同士の普段からの付き合い」が約7割と高くなっています。

一人ひとりが地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係をつくり、支え合える地域をつくることが求められています。

(2) 身近で気軽に相談できる窓口

近年では、生活困窮やひきこもりなど、既存の制度の枠組みにはあてはまらない課題や、高齢の親と無職の子どもの家庭の「8050 問題」や介護と子育てを同時に行う「ダブルケア」といった1世帯で複数の課題を抱えるという問題が生じています。そのため、これまでのような対象者ごとの縦割り制度による公的な福祉サービスだけでは支援が難しい状況となっています。

アンケート調査 (P16 参照) によると、生活上の悩みや不安を相談できる人 (場所) について、「家族」や「隣近所の人・友人」など、身近な人に相談する割合が高くなっています。また、生活上の悩みや不安を相談する場合に相談先に求めるものについて、「行きやすい、身近な場所で相談できること」が約7割と最も高くなっています。

支援が必要な人を漏れなく把握し、支援につなぐためには、身近な相談先の充実や、ささいなことでも 気軽に相談できる相談窓口を実現することが重要であり、困りごとが深刻化しないためにも、なるべく 早い段階で相談でき解決できる仕組みづくりが必要です。

(3) 気軽に集える場所

地域福祉を推進するには、地域において助け合い、支え合うコミュニティ*⁷づくりが必要です。そのためには、地域の生活課題を共有し、話し合う場の拠点となる、地域に住む様々な人が気軽に集える場、連携できる場の充実が重要となってきます。

アンケート調査 (P17 参照) によると、高齢者や障害のある人、子育てをしている人などが必要な支援を受けることができるようにするためには、「気軽に立ち寄れる地域活動拠点場所」が約5割と最も高くなっています。

様々な交流の場や居場所を増やし、顔の見える関係づくりを進め、ふたたび人のつながりを強めていく 地域づくりを強化することが必要です。

(4) 災害時の備え

大規模な災害時においては公的支援だけでは限界があるため、地域の助け合い、支え合いによる見守りなど、地域における平常時からの体制づくりが重要です。

アンケート調査(P20、P21 参照)によると、災害発生時の備えとして、「危険箇所の把握」「日頃からの隣近所とのあいさつ、声かけや付き合い」が約6割となっています。また、災害時に住民が支え合う地域づくりに必要なことについて、「日常からの見守り活動」が約5割と最も高くなっています。

介護の必要な高齢者や障害者など、災害時の避難に助けを必要とする避難行動要支援者の安全が確保 される環境づくりが求められます。

^{*7} コミュニティとは、共通の目的や興味、地域などによって結びついた人々の集まりを指す言葉。

(5)分かりやすい情報提供

多様化・複雑化する住民ニーズへの対応や、福祉制度の対象とならず、支援が行き届かない人への対応 が求められている中、誰もが福祉の制度などについて必要な情報が得られるよう、情報を提供すること が求められています。

アンケート調査(P13 参照)によると、必要な福祉の情報をどの程度入手できているかについて、「十分ではないが、入手できている」が 58.8%で最も多く、次いで「今のところ情報を得る必要がない」が 15.8%、「十分入手できている」が 14.0%、「ほとんど入手できていない」が 8.8%となっています。

様々な広報媒体を活用し、すべての住民に分かりやすい情報を提供することが必要です。



計画の基本的な考え方



1. 基本理念

本村では、村民誰もが長寿を喜び、世代や性別を超えて協働と連帯の精神に支えられた地域社会の中で、一人ひとりが自立していきいきと暮らすことができるむらづくりをめざして高齢者福祉施策を推進してきました。

誰もが地域で自分らしくいきいきと暮らしていくためには、一人ひとりが自分でできることに取り組むとともに、地区自治会、老人クラブをはじめとする地域団体や、地域活動、ボランティア活動、事業所など、様々な地域の主体が連携・協力し合いながら、地域ぐるみの支え合いを進めていくことが益々重要となっています。

本計画においても、これまでの福祉の基本理念を引き継ぎ、『お互いに思いやり、助け合う社会の実現』 を掲げ、地域福祉をみんなで進めることができる社会の実現をめざします。

基本理念





2. 基本目標

基本理念に基づき、本計画を具体的に推進していくための基本目標は以下のとおりです。

基本目標1 地域福祉を推進するための基盤をつくります

地域に住む村民が、福祉はすべての人に関わる問題という認識を深め、地域福祉の担い手として活躍できる地域をめざします。そのため、地域や学校においてさらなる福祉教育や人権意識の醸成の推進に取り組むとともに、社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの関係組織との連携を充実し、福祉ネットワークの形成を図るなど、地域福祉を推進するためのさらなる基盤づくりを進めます。

基本目標2 地域で支え合う仕組みをつくります

村民一人ひとりが、地域のできごとやお互いのことに関心を持ち、支え合いながら充実した生活を送れるよう、人と人とのつながりやふれあいを大切にする地域をめざします。

また、交流の機会や活動の拠点となる場の充実など、村民の交流活動を支援するとともに、誰もが必要な時に、適切な福祉サービスを提供・利用できる体制づくりをめざします。そのため、適切な福祉サービスや情報提供・相談支援体制の充実を図ります。

基本目標3 一人ひとりが安心・安全に暮らせる村をつくります

安心・安全な環境のもと、地域に住む誰もが健康で快適な生活を送れる地域をめざします。そのため、 防犯体制や災害時、緊急時の支援といった安心・安全を支える体制の充実に努めます。

また、健やかで自立した地域生活を実現するための医療サービスの充実に加え、高齢者などへの主体的な健康づくり活動などをうながすとともに、そうした活動に自由に参加できるよう、生活環境の充実に取り組みます。

3. 計画の体系

基本理念

お互いに思いやり、助け合う社会の実現

基本目標1

地域福祉を推進するための基盤をつくります

- (1)地域福祉への意識の醸成
- (2) 地域福祉の担い手の育成・支援
- (3)地域交流の促進
- (4) 地域活動への支援

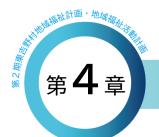
基本目標2

地域で支え合う仕組みをつくります

- (1)相談支援体制の充実
- (2) 地域の活動拠点の活用と充実
- (3) 福祉サービスの充実
- (4)情報発信の強化

基本目標3 一人ひとりが安心・安全に暮らせる村をつくります

- (1) 生活支援体制・生活環境の充実
- (2) 見守り活動の推進
- (3) 防災・防犯体制の強化
- (4)権利擁護の充実



施策の展開



基本目標1

地域福祉を推進するための基盤をつくります

(1) 地域福祉への意識の醸成

現状と課題

地域福祉には、同じ地域で暮らす一人ひとりが、「支え手」「受け手」という関係を超えて、一人ひとり の立場や背景を踏まえてそれぞれの生き方や存在を相互に理解し、尊重し合える意識をより一層高めて 自分ができることを行ってお互いに助け合い、支え合い、生きがいを持って暮らすという「地域共生社 会」の考え方が大切です。

アンケート調査 (P19 参照) によると、身近な地域での住民同士の支え合いについては、大部分の人が必要だと思っており、そのために必要なことについては、「住民同士の支え合い、助け合い活動ができる体制づくり」が約7割と最も高くなっています。

福祉の意識は、子どもの頃から育てることが大切であり、大人に対する福祉意識向上を目的とした教育だけでなく、子どもに対する福祉教育の充実や福祉活動を体験する機会の提供などが必要です。

それぞれの役割



村民一人ひとり

- ○福祉について、積極的に学びましょう。
- ○地域の課題に気づき、課題の解決に取り組みましょう。
- ○地域や学校でのできごとを家族で話し合いましょう。
- ○地域行事や活動に積極的に参加しましょう。



社会福祉協議会

- ○地域における福祉の学びの機会を提供・支援します。
- ○村民に対して、ボランティアや福祉の学びに関する情報を発信します。



行政

- ○村民に対しての福祉教育を推進します。
- ○体験学習などを通じ、小中学校からの福祉教育を推進します。

(2)地域福祉の担い手の育成・支援

現状と課題

誰もが安心して暮らせるむらをつくるには、地域福祉の重要な主体である民生委員・児童委員や、ボランティアなどの力が欠かせません。

アンケート調査 (P18 参照) によると、地域で活動するきっかけについて、「地域をより住みやすくしたいから」が約5割と最も高くなっています。

現在の地域のつながりの強さを地域の強みとして、住民同士の支え合いや助け合いなどの地域福祉活動やボランティア活動などを活発にし、地域をより住みやすくするために新たな人材確保・育成・支援の充実が必要です。

それぞれの役割



村民一人ひとり

- ○一人ひとりが民生委員・児童委員や社会福祉協議会などの活動に興味を持ち、理解と協力に心がけましょう。
- ○地域の一員としての意識を持ち、自治会の役員を引き受けるなど、積極的に関わりましょう。
- ○子どもの頃から奉仕活動に関わりを持ちましょう。



社会福祉協議会

- ○行政と協力し、地域福祉を支えるリーダーの育成・確保に努めます。
- ○民生委員・児童委員の役割を広く村民に周知し、連携強化を図ります。



行政

- ○生活支援体制整備事業の充実を図るため、ボランティアの協議体メンバーの確保に努めます。
- ○地域福祉に関連する団体などに対して、様々な機会を通じて資質の向上を図るための活動を支援します。

(3)地域交流の促進

現状と課題

同じ地域で暮らす一人ひとりが、お互いに助け合い、支え合う地域共生社会は、住民同士が日頃から交流し、人のつながりを強めていくことをめざした地域づくりによって築かれます。

アンケート調査 (P12 参照) によると、地域活動や行事が活発に行われるには、「住民同士が困ったときに、助け合う関係を作る」が約8割、「住民同士の交流の機会を持てる行事などを増やす」が約4割となっています。

様々な交流の場を充実して人のつながりを強化するとともに、社会参加による生きがいづくりを推進 する必要があります。

それぞれの役割



村民一人ひとり

- ○隣近所の人と積極的にあいさつを交わすなど、身近な交流を大切にしましょう。
- ○地域の伝統行事や地域活動に積極的に参加しましょう。
- ○地域のイベントや行事の時には、隣近所で声をかけあい、参加しやすい雰囲気をつくりましょう。
- ○多世代が交流できる場をつくりましょう。



社会福祉協議会

○地域住民の交流の機会として、各地域で開催している「いきいきふれあいサロン」活動を支援します。 ○全体サロンを開催し、交流を深めるよう内容を工夫します。



- ○住民主体の通いの場(百歳体操など)の立ち上げや活動継続への支援を行います。
- ○社会福祉協議会に委託している、生活支援コーディネーター*⁸による「世代交流かふぇ」を実施し、 地域間や世代間の交流をめざします。
- ○行事やイベントを開催する際には、誰もが参加しやすい内容になるように努めます。

^{*8} 生活支援コーディネーターとは、地域支え合い推進員とも呼ばれ、各地域内で高齢者の生活支援サービスおよび介護予防サービスを 提供している専門職。

(4) 地域活動への支援

現状と課題

地域福祉活動に関わる人の固定化(高齢化)や新たな担い手が見つからないことで、特定の活動者への 負担が増大し、活動の継続が難しくなることが懸念されています。

アンケート調査 (P18 参照) によると、地域福祉活動として「自治会の活動に参加している」「地域のサロンや見守りなどの活動に参加している」が約2割となっていますが、「いずれの活動にも参加していない」が約5割と最も高くなっています。

ボランティアや地域活動の担い手を増やしていく上で、気軽に参加できるきっかけを継続的な活動に つなげていく取り組みが求められています。

それぞれの役割



村民一人ひとり

- ○日頃から、隣近所や地域の方との交流を大切にしましょう。
- ○地域活動やボランティア活動に関心を持ちましょう。



社会福祉協議会

- ○老人クラブ活動が活性化して加入率が向上するよう支援します。
- ○地区組織活動を行う団体を支援します。
- ○各種ボランティアの育成と活動支援に努めます。



- ○自主的・自発的に行う地域活動を支援します。
- ○ボランティア活動を支援します。
- ○先進事例について研究し、ボランティア組織の立ち上げ支援について検討を進めます。
- ○集落の枠組みを超えて支え合う仕組み作りを検討します。

基本目標2

地域で支え合う仕組みをつくります

(1)相談支援体制の充実

現状と課題

近年、地域福祉を取り巻く課題は複雑になってきており、複合的な課題を抱える人たちの相談を包括的 に受け止める体制の整備が求められています。

アンケート調査 (P16 参照) によると、生活上の悩みや不安を相談する場合の相談先に求めるものについて、「行きやすい、身近な場所で相談できること」が約7割と最も高くなっています。

地域で安心して暮らし続けるためには、生活に関する問題が身近なところで相談できる体制を整備することが必要です。

それぞれの役割



村民一人ひとり

- ○隣近所や地域の方と、普段からコミュニケーションをとるように心がけ、必要な情報を伝達しましょう。
- ○不安や悩みは一人で悩まずに、地域の中で積極的に相談するように心がけましょう。



社会福祉協議会

- ○相談体制の充実に努めるとともに、各種相談機関との連携を図りながら的確な支援につなげるよう に努めます。
- ○生活困窮者対策の充実に努めます。



- ○村民が安心して相談できるよう、専門職による相談体制の充実に努めます。
- ○民生委員・児童委員と連携し、地域で気軽に相談できる体制づくりを推進します。
- ○生活困窮者からの相談に対し、社会福祉協議会などと連携しながら対応します。
- ○専門相談機関との連携を深め、情報や課題の共有に努めるとともに、適切な支援へとつなげます。

(2) 地域の活動拠点の活用と充実

現状と課題

子どもから高齢者まで、幅広い年代の人が地域福祉活動に関心を持ち、誰でも気軽に地域福祉の活動に 取り組むことができるよう、活動の場の確保が求められています。

アンケート調査 (P17 参照) によると、高齢者や障害のある人、子育てをしている人などが必要な支援を受けることができるようにするためには、「気軽に立ち寄れる地域活動拠点場所」が約5割と最も高くなっています。

様々な交流の機会を増やし、地域住民が気軽に集えるよう工夫することが重要です。

それぞれの役割



村民一人ひとり

- ○地域の福祉課題を話し合える場をつくりましょう。
- ○みんなが利用しやすく、気軽に集まれる場所をつくりましょう。



社会福祉協議会

○サロン活動など子どもから高齢者まで住民の誰もが気軽に集える居場所づくりに取り組みます。



- ○地域に根ざした組織 (老人クラブ連合会など) を通し、文化・スポーツ・レクリエーション活動を行う「いきいきふれあいサロン」など、気軽な交流の機会や場を確保・提供します。
- ○ボランティアグループなどの地域組織活動が活性化されるよう、会員の参加促進や活動の場の提供 など、支援の充実を図ります。

(3)福祉サービスの充実

現状と課題

制度化されている福祉サービスについては、必要とする人に必要な分だけ提供していくことが重要です。

アンケート調査 (P10 参照) によると、約2割の方が福祉サービスを受けています。

住民が抱える生活課題は複合・複雑化していることから、地域において安心して生活を続けるためには、福祉サービスの充実に加え、様々なサービスを組み合わせた包括的な支援が必要です。

それぞれの役割



村民一人ひとり

- ○福祉サービスについての正しい認識を深めましょう。
- ○身近に支援を必要とする人がいる場合は、行政や民生委員・児童委員などへ伝え、みんなで支え合う 意識を持ちましょう。
- ○健康で長生きできるよう生涯にわたって自らの健康の維持、増進を心がけましょう。



社会福祉協議会

○日頃の活動を通じて行政や関係機関との情報共有を図ります。



- ○各福祉分野の計画に基づき、必要な人に適切なサービスを提供するとともに、質の向上に努めます。
- ○職員が専門知識を取得するために、県などが行う各種セミナーなどを受講できるよう促進します。
- ○各事業者や関係機関と連携を強化し、情報を共有することで適切な福祉サービスを提供できるよう に努めます。

(4)情報発信の強化

現状と課題

福祉情報については、行政や社会福祉協議会が様々な情報を提供していますが、情報を必要とする人が、必要とする時に情報を入手できる体制や仕組みが必要であり、村民が福祉情報を簡単に理解できるように分かりやすい形で提供することが重要です。

アンケート調査 (P13 参照) によると、必要な福祉の情報の入手について、『ほとんど入手できていない』と答えた方が全体の約1割となっています。

情報を必要とするすべての人に、分かりやすく情報を発信することが求められています。

それぞれの役割



村民一人ひとり

- ○行政や社協が発信する情報の入手を心がけましょう。
- ○悩みごとや困りごとがあるときは、民生委員・児童委員、家族、親戚、地域組織、行政や社協に相談 しましょう。



社会福祉協議会

- ○広報「愛ふれ こころやすい社協」や村ホームページ、SNS*⁹などを活用し、村民にわかりやすく 福祉情報の提供を行います。
- ○社協独自の広報誌を不定期で発行します。
- ○地域活動やイベントなどにおいて、地域住民の安心・安全に関わる情報提供に努めます。



- ○「広報ひがしよしの」や村ホームページ、ケーブルテレビなどを通じて、情報発信に努めます。
- ○サービスを必要とする人が適切に利用できるように、福祉サービスの情報発信に努めるとともに、わかりやすい情報提供に努めます。
- ○必要な情報が必要な人に行き届くよう、情報提供手段の工夫を検討します。
- ○地域や各種団体に関する様々な情報提供及び広報活動の充実に努めます。

^{*9} SNSとは、Social Networking Service (ソーシャルネットワーキングサービス)を略したものであり、インターネット上で、ユーザー同士がつながれるような場所を提供するサービスの総称。LINE、X(旧 Twitter)、Facebook などがある。

基本目標3 一人ひとりが安心・安全に暮らせる村をつくります

(1) 生活支援体制・生活環境の充実

現状と課題

すべての村民が安心して暮らすためには、生活支援体制・生活環境の充実が重要です。

アンケート調査(P17参照)によると、日常生活を送る上で手助けしてほしい(行なってほしい)と思 うことについて、何らかの手助けをしてほしいが約5割となっています。

一人暮らしの高齢者などが、住み慣れた地域での生活を続けていくには、日常生活にちょっとした手 助けが求められます。しかし、日常の中での福祉ニーズに対応するには、行政の支援や制度では対応が難 しいものがあります。身近で様々なニーズに対応するためには、きめ細やかな支援が必要であり、地域住 民の協力が必要です。

それぞれの役割



村民一人ひとり

- ○日頃から、隣近所や地域の人との交流を大切にしましょう。
- ○地域活動やボランティア活動に関心を持ちましょう。



社会福祉協議会

○村民が安心して暮らすことができる地域づくりをめざし、支援を必要としている人たちを支援します。



- ○子育て相談や情報提供など、子育て支援の充実を図ります。
- ○入退院調整ルールづくりや在宅医療介護連携講演会などによって、医療と介護の連携を図ります。
- ○新たな施設整備については、ユニバーサルデザイン*10の適用に努めます。
- ○コミュニティバス運行により住民のニーズに応えられるよう交通網の整備を図るとともに、通学定 期購入助成など移動に関する支援に努めます。

^{*&}lt;sup>10</sup> ユニバーサルデザインとは、年齢や性別、国籍、能力などに関係なく、すべての人が利用しやすいデザインを意味する言葉。

(2) 見守り活動の推進

現状と課題

近年では、認知症高齢者の増加、高齢者の所在不明問題や孤立死、虐待やDVなどの社会問題も深刻化しており、地域社会全体での日頃からの見守り活動が重要です。

アンケート調査 (P20 参照) によると、手助けできると思う地域での支え合い活動として、「見守り・安否確認」が約7割と最も高くなっています。

民生委員・児童委員を活動の核としつつも、日常生活の中で、地域住民同士がどのような形で見守り合えるのかを検討し、実行していくことが求められています。

それぞれの役割



村民一人ひとり

○日常的にあいさつや声かけを行い、お互いのことを気にかけるようにしましょう。



社会福祉協議会

○70 歳以上の一人・二人暮らしの高齢者宅を定期的に訪問し、必要に応じて行政や関係機関へつなげます。



- ○民生委員・児童委員による見守り活動を支援します。
- ○買物支援サービスをはじめとするシステムの充実に努め、引き続き「高齢者見守りシステム」の普及 啓発を継続的に取り組みます。

(3) 防災・防犯体制の強化

現状と課題

平常時から地域の中のつながりがつくれるよう促し、災害・緊急時にお互いに声をかけあい、避難できるようにするとともに、高齢者や障害者、子どもなどの配慮が必要な方を意識した防災訓練などの実施・参加促進を図ることが重要です。

アンケート調査 (P20 参照) によると、災害発生時の備えとして、「危険箇所の把握」「日頃からの隣近所とのあいさつ、声かけや付き合い」が約6割、「地域の災害時に手助けが必要な方の把握」が約4割となっています。

災害時における要配慮者への対応を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿のより一層の整備を行うとともに、緊急時における支援体制の強化を図る必要があります。

それぞれの役割



村民一人ひとり

- ○災害時の避難の際、隣近所で声をかけ合いましょう。
- ○地域の防災訓練や自主防災組織に参加しましょう。
- ○災害時にすぐ避難できるよう、避難場所、避難経路などを確認しましょう。



社会福祉協議会

- ○避難行動要支援者台帳に登録している方の把握と情報連携を進めます。
- ○自主防災活動などの広報活動を推進します。
- ○災害時には、ボランティアセンターの設置や運営に関する体制づくりに取り組みます。



- ○大規模災害時には、指定避難所と併せて福祉避難所*11も開設します。
- ○災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者などの避難行動要支援者について支援を要する 避難行動要支援者台帳の更新を定期的に行います。
- ○ハザードマップの充実や防災訓練・自主防災組織の育成など防災意識の高揚に努めます。
- ○65歳以上高齢者世帯を対象に防犯電話設置助成として、特殊詐欺など防止対策機器の購入を継続します。
- ○交通安全教室の実施など、交通ルールに関する意識の向上を図ります。

^{*11} 福祉避難所とは、一般の避難所での生活が困難であったり、配慮が必要な高齢者や障害のある方のための避難所。

(4)権利擁護の充実

現状と課題

障害のある人や外国人、性的少数者など様々な立場や背景にある人に対する差別や偏見があることで助けを求めにくい状況や、家族が抱え込んでいる状況があります。

様々な立場や背景、価値観の違いといった多様性を理解し尊重し合えるよう福祉教育や啓発活動を通 して、多様性の理解や困難な状況にある人を受け止めるよう、多くの人に広めていく必要があります。

村内には多くの高齢者や障害者が生活されており、サービスの利用援助や財産管理、日常生活上の援助など権利擁護に関する支援や相談が増加していくことが予想されます。

こうした人々の権利と利益を守る上で、成年後見制度は重要なものであり、制度のさらなる啓発及び円 滑な利用に向けた支援を推進していくことが必要です。

それぞれの役割



村民一人ひとり

- ○高齢者や障害のある人をはじめ、あらゆる人権の課題について理解を深めましょう。
- ○消費者被害の防止について、地域での見守りに努めましょう。
- ○日常生活自立支援事業や成年後見制度などについての認識を深め、必要に応じて活用しましょう。



社会福祉協議会

- ○日常生活自立支援事業や成年後見制度についての周知を図ります。
- ○日常生活自立支援事業において、判断能力が不十分な方が地域で生活を送ることができるよう、相談 や情報提供に努めます。



- ○人権尊重の視点に立った行政を推進し、相談・支援・救済に努めます。
- ○子ども、高齢者、障害者、性的少数者に対する差別・偏見をなくし、すべての人が「地域で自分らし く安心して暮らす」ことができるよう幅広く広報活動を行います。
- ○高齢者や子ども、障害者の虐待防止や虐待の早期発見を推進するための普及啓発を行います。
- ○成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進を図るため、相談業務などを通じて広報活動を強 化し、成年後見制度の利用支援や成年後見人などへの報酬助成を行います。
- ○消費者被害の防止については、早期発見と関係機関との連携強化を図ります。



計画の推進



1. 計画の推進体制

(1) 庁内における体制

本計画における施策や今後の取り組みを推進するにあたっては、関係各課が全庁的かつ横断的な体制のもと、計画の推進を図ります。

(2)協働による計画の推進

本計画の主役は地域に生活している村民自身とそれを支える社会福祉協議会です。地域で支え合い、助け合える地域社会を実現するためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、地域住民との協働が必要不可欠です。また、地域には多様化・複雑化した福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティアや関係機関・団体、福祉サービス事業者も地域福祉の重要な担い手になります。

本計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体が互いに連携をとり、それぞれの役割と責任 を果たしながら、協働していくことが重要です。

主体	役割
	村民一人ひとりが、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であると
村民・地域	いう自覚を持つことが役割として求められています。そのため、声かけや地域で
	困っている人のことを気づかうなど、身近なところから心がけ、地区自治会活動
	や地域活動への参加など、主体的に地域福祉の活動に加わりましょう。また、地
	区自治会や、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉団体など、地域活動を行
	う各種団体が連携し、公的なサービスだけでは対応が難しい地域の問題に積極的
	に関わることが求められています。そのため、地域の各種団体に所属するそれぞ
	れの人が、地域福祉の考え方を知り、活動の活性化を図るとともに、それらの人々
	が互いに連携し協働での取り組みを進めましょう。
社会福祉協議会	社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る中心的な主体であり、また、本計画の
	推進にあたっては村民や地域などとの協働を進める役割を担っています。そのた
	め、本計画及び社会福祉協議会の事業活動などについて、村民・地域などに周知
	を図りながら、着実に取り組みを進めます。
行政	行政は、村民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進していく役割を担
	っています。そのため、村民・地域、社会福祉協議会などの関係機関・団体、福
	祉サービス事業者への支援を行います。また、住民福祉課のほか、教育分野、建
	設分野などの庁内関係各課との連携を強化し、総合的に地域福祉を推進します。

2. 計画の進行管理

(1) PDCAサイクル

本計画の進行管理については、PDCAサイクルを用いて行います。まず、計画 (Plan) を立て、それを実施 (Do) し、実施の結果を評価 (Check) して、さらに計画の見直し (Action) を行うという一連の流れを活用し、各施策の改善点を明らかにして、今後の施策展開に活かします。



(2)成果指標

本計画でめざす成果指標(KPI)を以下に示します。

指標名称(KPI)	基準値 (令和5年度(2023年度))	目標値 (令和 10 年度(2028 年度))
高齢者見守りシステム	42 件	100件
世代交流かふぇ	16 か所	19 か所
老人クラブ加入率	51%	60%
いきいきふれあいサロン参加者数	1,300人	1,800人
いきいき百歳体操参加者数	99人	100人



1. 計画策定の経過

年月日	内容			
令和5年9月4日	第1回第2期東吉野村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 1. 開会 2. 委嘱状の交付 3. 委員長、副委員長の選出 4. 概要説明について 5. その他			
令和6年1月12日	第2回第2期東吉野村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 1. 開会 2. 計画の素案検討 3. スケジュールの確認 4. その他			
令和6年2月1日~2月14日	パブリックコメントの実施			
令和6年2月28日	第3回第2期東吉野村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 1. 開会 2. パブリックコメントの結果報告及び了承について 3. その他			

2. 東吉野村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」は地域福祉の推進を目的としてお互いに補完・補強し合う関係にあることから、一体的に策定し同じ理念や方向性のもとで総合的に推進することを目的とした計画の策定とするため、東吉野村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 東吉野村地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) その他関連する事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会の委員は次の各号に掲げる委員をもって構成し、村長が委嘱する。
 - (1) 東吉野村副村長
 - (2) 東吉野村議会議長
 - (3) 東吉野村民生児童委員協議会会長
 - (4) 東吉野村社会福祉協議会代表
 - (5) ボランティアグループ代表
 - (6) 東吉野村教育長

(任期)

第4条 委員の任期は、村長が委嘱した日から東吉野村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員の中から副委員長1人を任命する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長が務める。

- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、 必要に応じて資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集する会議は、第6条の規定にかかわらず村長が招集する。

3. 東吉野村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

	役職名	Е	6 名	
1	東吉野村副村長	委員長	鍵谷	典秀
2	東吉野村議会議長		大丸	仁志
3	民生児童委員協議会会長		河野	環
4	社会福祉協議会代表		伊野	崇
5	生活支援体制整備事業協議体委員長		桝本	君孝
6	東吉野村教育長	副委員長	橋本	眞一

委嘱期間:令和5年5月24日~令和6年3月31日まで

第2期東吉野村地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和6年3月

東吉野村 住民福祉課 〒633-2492 奈良県吉野郡東吉野村大字小川 99 番地

TEL: 0746-42-0441 FAX: 0746-42-1255